

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月11日(月) 午前9時30分～午前11時20分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

●農業委員9人

| | | | | |
|---|---|-----|----|---------|
| 会 | 長 | 山 | 本 | 淳 (14番) |
| 委 | 員 | 1番 | 福石 | 幸生 |
| | | 2番 | 大森 | 正良 |
| | | 3番 | 上田 | 陽一 |
| | | 4番 | 藪内 | 孝博 |
| | | 8番 | 寺尾 | 孝則 |
| | | 9番 | 岸本 | 利博 |
| | | 10番 | 賀山 | 圭子 |
| | | 11番 | 北村 | 凱男 |
| | | 13番 | 飯野 | 幸義 |

●農地利用最適化推進委員5人

| | | |
|-----|----|-----|
| 15番 | 横田 | 光男 |
| 16番 | 宮本 | 裕澄 |
| 17番 | 河本 | 俊一郎 |
| 19番 | 藪田 | 俊博 |
| 20番 | 上田 | 芳夫 |

4. 欠席委員 (5人)

| | | |
|-----|----|----|
| 5番 | 上根 | 慶万 |
| 6番 | 米村 | 進司 |
| 7番 | 濱崎 | 智熙 |
| 12番 | 山本 | 一美 |
| 18番 | 小谷 | 幸次 |

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

1番 福石 幸生

3番 上田 陽一

日程第4 報告事項

①前総会(9月10日)のてんまつ

②農業用施設設置報告

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

て

- ②議案第2号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
- ③議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
- ④議案第4号 耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について
- ⑤議案第5号 令和3年度農用地利用集積計画第5号について
- ⑥議案第6号 令和3年度農用地利用配分計画第7号について

日程第6 その他

- ①令和3年度農用地利用集積検討会及び26条会議開催計画について
- ②機構中間保有地再生活用事業の概要について
- ③岩美町農業法人担い手確保対策事業費補助金交付要綱（案）について
- ④令和3年度農業委員会特別研修会について
- ⑤「新たな農地利用最適化に向けて」について
- ⑥ウェルネスの転用案件について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 飯野健治 |
| 局長補佐 | 前田悟史 |
| 主任 | 西川恵 |

その他

(一財) 岩美町振興公社 事務局長 吉田浩司
主事 廣谷明裕

事務局

それでは、ただいまから令和3年度第7回総会を開催いたします。

総会の成立についてですが、本日の出席委員は14名中現在9名でございます。岩美町農業委員会会議規則第6条によります定足数、過半数を満たしております。総会の成立を報告させていただきます。

なお、5番上根委員、6番米村委員、7番濱崎委員からは欠席の報告をいただいております。また、12番山本委員さんからは連絡をいただいておりますが、現在まだ来られておりません。4番の藪内委員さんからは遅参する旨の報告を受けております。推進委員の18番小谷委員さんのほうも欠席という報告を受けております。

事務局

それでは、会長が挨拶をいたします。

会 長

改めまして、おはようございます。連日いい天気が続いて、農作業のほうも非常に進んでおるのではないかなというふうに思います。私たちの田舎のほうはもうだいぶ終わりましたですね、来年に向けての準備をしなきゃいかんというふうに思っているところであります。

コロナのほうも緊急事態宣言が解除されて、新しく感染される方の数が相当減っておって、このまま収束してくればありがたいなと願っているところであります。

それで、今これからちょっと農作業のほうが終わりましたら来年に向けての作業のほうに忙しくなるとは思いますけれども、農業委員の人の中で、推進委員も含めて農地利用の最適化というものに向けての活動を、来年度はもっと見える化をしてくれというふうなことがありますもんですから、農水省のほうも改革会議の要望を入れた形で法律、5年を経過した農地法改正5年計画の中での見直しの中で検討をしておるところであります。また後ほど、研修等の内容をお願いすることになると思いますけれども、ひとつ最適化に向けて地域での話し合いができますように、ご協力、ご指導のほうをよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

議 長

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

議事録署名委員の決定ですけれども、岩美町農業委員会規則第13条第1項に規定する議事録署名委員について、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

ありがとうございます。それでは、1番の福石委員、それから3番の上田委員さんをお願いをいたしますので、よろしくお願いします。

議 長

それでは、日程の報告事項に入らせていただきます。
説明のほうをお願いします。

事務局

それでは、報告に入らせていただく前に、本日お配りしております資料でございます。令和3年度農用地利用集積検討会についてということで、当該地区についての資料をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

以上でございます。

それでは、報告事項1、前総会のでんまつ、2、農業用施設設置報告につきまして西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

そうしますと、議案資料の3ページです。

前総会9月10日のでんまつということで、1つ目ですけれども、非農地証明ということで、岩井、蒲生、小田地内の3件8筆の土地についての非農地証明申請についてお諮りし、承認いただきましたので、9月10日付で非農地証明を申請者に送付しております。

それから、2つ目ですけれども、3条で1件1筆ということで田河内地内の田の売買による所有権移転についてお諮りしました。ご承認いただきましたので9月10日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可書を送付しております。

それから3つ目、5条、1件1筆ということで、高山地内の田に関する駐車場兼資材置場を目的とした転用についてお諮りし、承認いただきましたので、9月14日付で鳥取県東部農林事務所へ進達しております。その後、9月29日付で県の許可が下りまして、同日付で許可申請を受領し、借受人、貸渡人それぞれに許可書を同日付で送付しております。

それから4つ目、農地利用集積計画第4号ということで、5件14筆の申出についてお諮りしました。決定いただきましたので、9月13日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しております。

それから5つ目、農用地利用配分計画第6号ということで、町から意見を求められました農地中間管理事業に係る3件12筆についてお諮りしました。計画について特に意見はありませんでしたので、意見なしという形で9月13日付で町に回答しております。

それから最後、6つ目ですけれども、空き家付随農地に係る別段面積の決

定ということで、高山地内の1件3筆について別段面積設定についてお諮りし、ご承認いただきました。9月13日付で公告しています。それから、このことについては後ほど第1号議案で第3条申請についてお諮りする予定となっております。

続きまして、4ページの農業用施設の設置報告です。

今回、農業用施設の報告を1件受理しております。議案と合わせて、資料1をご覧ください。

こちらは後ほど第3号議案において5条申請をお諮りする筆となりますが、その5条申請が一部転用でして、転用しない部分に農業用倉庫を設置するというので報告をいただいております。届出人は大谷の****さんです。届出の土地は大谷****、面積が287平米のうち50平米を農業用倉庫として利用します。場所と倉庫の配置図については資料1の2ページが場所ですね、それから配置については2ページ目となっております。

以上で報告事項の説明を終わります。

議長

じゃあ、報告が終わりました。

何か質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

じゃあ、ないようでございますので、次の2のほうに入らせていただきます。

議長

「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

それでは、議案資料5ページになります。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。

西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

資料のほうは、議案の5ページと資料2になります。

今回、2件4筆の申請を受理しております。先ほど、先月の別段面積の件について適用したものに關わるものが1件目となります。

その1件目ですけれども、申請地は大字高山****、面積が323平米、2

筆目が、ページ開いてもらって大字高山****、面積が135平米、それから3件目が大字高山****、面積は165平米。地目は登記、現行とも畑となっています。申請者については、譲受人は岩美町高山の****さん、それから譲渡人は千葉県我孫子市の****さんです。こちらは売買による所有権移転となっています。場所についてなんですけども、資料2の2ページのほうをご覧いただきたいと思います。赤く囲った部分ですね、3筆が今回の申請地です。2筆が固まっていて、家を挟んでもう一筆あります。この真ん中の高山****というところにその譲受人は住んでおられるということです。この空き家については、空き家バンクに登録の住所で、譲受人は平成27年10月からこちらに居住されています。ちなみになんですけれども、青く囲った高山****については、先月の総会で利用権設定した筆となっております。

許可要件について説明させていただきますが、こちらについては資料2の1ページのほうで説明させていただきます。

全部効率要件についてですが、農業用機械については刈払機を1台所有、それから耕運機1台を借用しているということです。

それから、常時従事要件は、取得後に本人または世帯員が農作業に従事することなんですけども、申請者本人****さんは年間160日作業することになっています。

それから、農業委員会が定める農地取得に係る下限面積を超えているかどうかの部分ですが、先月の総会で空き家付随農地に係る別段面積として今回申請の3筆それぞれの土地の面積を別段面積として決定しております、6.23アールが今回の下限面積となります。取得後の耕作面積は、先ほど説明した先月利用権を設定した172平米と合わせて795平米、7.95アールですので、下限面積を超えております。

それから、周辺、地域との調和の部分なんですけども、所得する農地については現在休耕地なんですけども、所得後は耕起して畑として利用することです。それから、地域での水路清掃や除草作業に参加して、周辺農家と協力して用水路の管理に努めるとのことです。

それから、農業委員会のほうで定めている基準についてですが、継続して耕作については誓約書のほう提出していただいております。

それから、通作距離は、地図を見ていただいたら分かるんですけども、隣接という部分ですので、自宅から50メートル以内ということで書いてますが、隣接農地となります。

それから、2番の申請地の現状及び今後の予定ですが、現在は休耕中なんですけども、今後はジャガイモやタマネギ等の野菜や花ですね、花卉を栽培予定とのことなんです。

それから、続いて2件目なんですけども、議案資料の6ページに戻っていただきたいんですが、最後のところですね、申請地は大谷****、面積が370

平米で、地目は登記、現況とも畑となっています。

譲受人が大谷の****さん、それから譲渡人のほうが大谷の****です。こちらについては売買による所有権移転となっています。

2件目の説明のほう見ていただきますと、売買による所有権移転です。今回の申請土地ですけども、資料の2の4ページに場所を載せています。こちらの土地は、譲渡人が、会社員でもあって若いですし、十分な耕作管理ができないということで、譲受人である****さんが耕作を引き受けるということで両者の間で合意が得られたので今回申請に至ったそうです。場所については資料2の4ページですね、赤く囲った部分となっております、細長い形です。

それから、許可要件については資料2の3ページで説明します。

全部効率要件のところですが、トラクター、管理機、田植機、コンバインそれぞれ1台ずつ所有しておられます。

取得後に本人または世帯員が農作業に常時従事ですけども、申請者本人が年間100日、奥様のほうが年間50日作業に従事するとなっています。

それから、下限面積ですけども、6,177平米で大谷地区の下限面積10アールを超えています。

周辺、地域との調和ですけども、取得する農地は現在休耕となっておりますが、取得後はらっきょうを作付する予定ということで、畑として引き続き利用するというので周辺農地の影響はないということです。それから、地域での水路清掃、除草作業等に参加し、用水路のほうの管理も積極的に参加するという事です。

農業委員会の基準ですけども、誓約書のほうを提出いただいております。通作距離については自宅から200メートルほど行ったところです。

申請地の現状及び今後の予定です。現在は休耕ですけども、今後は耕起した上、整備して、来年度よりらっきょうを作付する予定とのことです。

以上のことから、2件とも農地法第3条第2項第1号から第7号及び岩美町農業委員会で定めている農地法第3条の規定に関する審査基準の要件を満たすと考えています。

以上でございます。

議長

第1号議案の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質問のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決のほうさせていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ということでございましたので、決まりました。

議長 それでは引き続き、議案第2号に入らせていただきます。
「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について、委員会の承認を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局 今回は、先月に引き続きまして空き家付随農地に係る別段面積の設定について、1件1筆の申請を受理しております。これが去年からお話していただきました岩井の土地の分です。最初に資料3の1ページをご覧ください。

このたびの申請は、岩美町岩井の****さんが、令和3年4月から現住居である岩井****番地を空き家バンクを通じて購入しまして、その住居の東側に隣接する農地を所有権移転で取得したいということで、まずはこの別段面積を設定する必要があるということで申請があったところです。場所はまた後ほど説明しますが、2ページに載せています。

議案書の7ページのほう、この申請地ですけれども、申請者は岩美町浦富の****さんが現在の所有者ということです。申請地に適用する区域は大字岩井****、面積は655平米となります。場所については、資料3の2ページですね、赤く囲んだ部分が今回の申請農地、その隣の青い囲みですね、こちらが現在譲受人が所有している住宅です。裏の畑とか田んぼなんですけど、隣接しているということです。

それから、この譲受人の3条の要件についてですけれども、資料3の1ページについて載せていますけれども、譲受人は現在地域おこし協力隊として、今年の4月から岩美町に移住されてこられてます。で農業研修をしておられます。

全部効率要件のほうですけども、農業用機械は管理機を1台所有しておられるそうです。

取得後に本人または世帯人が農作業に従事する要件ですけども、本人が年間200日従事するとされています。

それから、下限面積ですけども、今現在農地を持ってらっしゃいませんので、今回の農地面積655平米、6.55アールですね、岩井の下限面積は10アールとなりますが、空き家付随農地の別段面積ということで6.55アールというのが下限面積になるものです。

それから、周辺、地域との調和については、地域での水路清掃、除草作業等に参加し、用水路等の管理に努めるとのことです。

それから、農業委員会の基準ですけども、継続して耕作については誓約書を提出していただいています。

通作距離は、住居の裏ですので、住居に隣接しております。

それから、申請地の現状及び今後の予定ですけども、現在は休耕で、保全管理をされております。今後はニンニクなどの野菜を栽培予定だということなんです。

説明について、今回のものについては以上なんですけども、今後の流れとしましては、先ほどの****さんの高山の農地と同じように、今回の農地の地積655平米を下限面積として承認いただけましたら、別段面積の報告を行って、来月の総会で正式に譲渡人から譲受人への所有権移転の3条申請について議案を上げさせていただいてお諮りしたいというふうな流れとなっております。

説明については以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決のほうさせていただきます。

議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成です。なので、そのように決定いたします。

議長

それでは、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」、事務局のほうで説明をお願いします。

事務局

それでは、議案資料8ページです。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」。

農地法第5条第1項の規定による農地の転用に伴う権利移動について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

今回、5条転用議案の許可申請書1件受理しております。お配りしております資料4のほうでご説明したいと思います。

申請地は大字大谷****、登記、現況とも畑です。面積は287平米ですけども、分筆して75.84平米を転用予定です。ちなみに残地は、先ほど報告事項で報告しました農作業倉庫と、譲渡人が引き続き畑作を継続する予定となっています。今回は譲受人が7名おりまして、地番は割愛させていただくんですけども、岩美町大谷の****さん、大谷の****さん、岩本の****さん、網代の****さん、大谷の****さん、大谷の****さんの7名です。譲渡し人は岩美町大谷の****さんとなっています。

2ページに申請地の位置図をつけておりまして、赤色で囲っているところが申請地です。こ1筆を分筆して南側を転用するということです。転用目的については、先ほどの譲受人7名ですけども、その墓地7基を設置するとなっております。譲受人の7名が、もともと皆さん網代の方のようで、現在の網代にある墓地が山中にあり、高齢の方もいたり、網代から引越した方が多いため、墓地の維持管理のことを考えても、かねてからこの大谷地内で墓地が多数ある申請地周辺で墓地用地を探しておられたそうです。この件について相談を受けた譲渡人との間で今回了解が得られたため、申請に至ったとのことです。

立地基準のほうですけども、7番の農業公共投資のところにもあるように、こちらの申請地については昭和55年から57年に日比野山地区畑地圃場整備事業の土地区にありまして、農業公共投資の対象農地となりまして1種農地となります。

転用許可根拠については集落接続となっています。

営農条件ですけども、申請地の分筆前の北側と東側は公衆用道路、分筆後の北側は譲渡し人の澤さん所有の畑、南側、西側は畑となっております。2ページ、3ページのあたりを見ていただくと分かりますけども、南側に7基墓地を設置するような形で分筆するということです。

それから、一般基準のほうですけども、規模の妥当性ですが、3ページに土地利用計画図をつけておりますけども、287平米の土地を分筆し

て、その赤い部分ですね、ここが75.84平米となります。そちらに7基分の墓地を建築するものです。土地利用計画図から、妥当な規模であると思います。

それから、被害防除計画ですが、申請地は東西に高低差があって東側のほうが高い、西側が低い土地になっています。ですので、東側を約3センチ切土をして、その切土した土を合わせて盛土を最高80センチ行うということで平らになります。南側と西側、それから分筆後の北側の隣接農地との境界はブロックを2から5段設置して土砂の流出を防ぎます。雨水は自然流下で、汚水は発生しません。

それから、4番の資金調達計画ですが、まず必要経費のほうが土地買収費が****円、埋立て整地費が****円、墓地の建築費は****円、これは1基当たり****円掛けるの7基ということで****円、その他費用、登記費用等ですけども、こちらが****円、総額****円となっております、それ以上の額、****円ですが、鳥取信用金庫及び山陰合同銀行の残高証明書が添付されています。今回は7名の方が譲受人ですので、それぞれの残高証明書が添付されているという形です。

それから、7番の農業公共投資については先ほど説明したとおりで、日比野山地区の畑地圃場整備事業があった地域です。農業振興地域の農用地区域外です。

説明については以上ですが、参考までに、3ページはこのように形に整備する形、それから5、6ページは墓地の設計書になっております。

説明は以上となります。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。ありませんか。

11番

11番です。

ちょっと古い者ですけえ古いことしか知りませんが、墓地というのは菩提寺が所有者になって土地を分譲するというふうなことが普通だと思うけど、直接、菩提寺なしに個人所有にするというのはどうなのでしょう。分筆して地番を振っていくということになるんですか。

事務局

2件目のほうから回答しますと、そのとおりで、それぞれの方の所有になって、分筆の上、地番が入って、何々の1という感じで分筆して地番が入って、それぞれの譲受人の方の所有地となる予定です。

1点目のほうが、すみません、私も墓のことが詳しくないのですが、菩提寺のほう所有者となるのが一般的ということですか。

11番

それは昔から。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>そうとも限らないみたいで、墓地を管理するのは環境水道課のほうになるんですけど、そちらのほうでは逆に墓地を建てる許可を得るときには自分の所有地でないと許可が得られないというようなところがあるようです。墓地を建てるのに環境水道課の方の墓地の申請中に自分の所有地でないと許可が通らないというようなことを確認をしております。菩提寺が所有している、その辺はすみません、ちょっと分からなくて申し訳ないんですが、墓を管理している環境水道課に確認すると、所有者の土地でないと墓地は建てれないというふうには聞いております。回答になってますでしょうか。</p> |
| 11番 | <p>今は、いつからそういうふうになったんか知らんけども、昔はそういう墓地というのは菩提寺が作って、そこを分譲していくという仕組みだったというように思ってるんですけど、まあ土葬から火葬に変わった時点で変わったのかな。分かりました。</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。</p> |
| | <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」、賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>(多数挙手)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。賛成多数ということでございました。許可申請のほう通します。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第4号「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について」、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>そういたしますと議案第4号「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について」。</p> |
| | <p>下記の土地が農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断を求めます。</p> |
| | <p>西川より説明をさせていただきます。</p> |

事務局

議案書の9ページの、このたび大字池谷の1筆の耕作放棄地について上げさせていただきます。

これについては去年、昨年度3月の令和2年度第12回の総会で池谷地区の約90筆の農地について非農地判断を皆さんにさせていただいたところなんですけども、その際、今回のこの1筆だけ土地改良区の通常賦課金がかけていたために非農地判断を保留にしていた筆です。今回、岩美土地改良区の理事会が開催されて、こちらのほうで同意を得られましたので今回議案に上げさせていただいたというものです。

場所については、資料5の2ページのA3の資料を見ていただけたらと思いますが、ちなみに2ページのほうは3月の総会の資料なんですけども、赤い色で囲っているものが3月に非農地化したグループ、それから今回の土地は緑の色に塗っていますが土地改良区賦課金って書いてありますけども、この土地が今回上げている土地となっております。もうちょっと拡大したような地図が1ページのほうで、赤い線で囲んでいる部分ということになります。所在地については大字池谷****、農地台帳、登記簿上とも田となっております。面積は497平米、農振農用地外です。

土地所有者は登記簿、現所有者とも****さんです。状況としては、荒廃していて山林の様子を呈しているとなります。

土地改良区の賦課金についてですが、資料5の3ページのほうをご覧ください。先ほど理事会がという話をしましたけども、9月9日に開催されました岩美土地改良区の第1回理事会において、土地改良区の地区除外について承認されて、農地に該当しない件について、特に意見無しといただいております。今回この筆を非農地ということで認めていただけましたら、農地台帳を整理して、今後所有者に非農地通知を送付します。あわせて税務課を通して法務局へ登記地目の変更を依頼していく流れです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。土地改良区の賦課金がある物件は、土地改良区の詳細を取らなければいけませんねっていうのが前回は、手続を保留していたやつです。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決のほうさせていただきます。

第4号議案「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について」、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

議長

では、引き続きまして議案第5号「令和3年度農用地利用集積計画第5号について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書10ページ、議案第5号「令和3年度農用地利用集積計画第5号について」。

別紙、令和3年度農用地利用集積計画の利用権設定について、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

すみません、先に資料の訂正をお願いしたいんですけども、10ページの議案ですけども、利用権設定はなくて所有権移転です。すみません、訂正のほうお願いいたします。

そうしますと、11ページですけども、今回の農用地利用集積計画では所有権移転1件の決定を求められています。

11ページに申出書の一覧をつけております。こちらの筆は、先月の利用集積計画で、以前の地権者****さんの相続財産管理人の弁護士の方から機構のほうに所有権が移転された筆です。今回は機構から岩本の****さんへの所有権移転について求められています。

12ページのほうは各筆明細を添付していきまして、岩本****、登記簿、現況ともに田で、地積は1,229平米です。

資料6に場所の地図を掲載しています。斜め斜線が引いてある場所、ちょっと見にくいですけども、こちらとなっています。

今回の申請についてはこの1件で、1件1筆1,229平米となっています。

今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に該当するものであり、適当であると考えています。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めます。

1番

1番です。ちょっと知識として教えていただきたいんですけども、その場合の所有権移転っていうのはいわゆる一般的な3条ではなくて、また

違った枠組みといたしますか、法律で行われるということになるのでしょうか。

事務局 そうですね、機構の事業で所有権移転の事業があるので、そちらを使っているものです。

事務局 この件については、認定農業者と人・農地プランに位置付けられた中心経営体に限定されているのですが、この方についてはその農地売買事業というのがございまして、そちらのほうの事業が使えるようになっています。そうした場合にいろいろ税金面での優遇措置でありますとか、また所有権の移転の登記のほうを嘱託等ということで町のほうで行いますので、その分が事務の軽減がされるということで、そういう認定農業者、それから中心経営体、そういう方については機構の売買事業が使えるということで、通常の3条申請のとは別にこういった事業ができるということで上げさせていただいたものです。

1 番 分かりました、ありがとうございます。

議 長 ええですか。
そのほかありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決させていただきます。
議案第5号「令和3年度農用地利用集積計画第5号について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成です。

議 長 それでは、第6号議案「令和3年度農用地利用配分計画第7号について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号令和3年度農用地利用配分計画第7号ということで訂正をお願いします。申し訳ございません。計画第7号について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農

用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。

説明をさせていただきます。

事務局

14ページのほうに、このたびの配分計画の各筆明細を載せております。10件12筆、2万1,031平米について意見を求められております。資料7のほうに、その他で配分される筆と配分予定者等を色分けした地図を載せておりますので、合わせてご覧ください。

以上となります。

議長

それではまず、整理番号1番の****の配分について質疑を求めます。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、整理番号1番の****さんの配分計画に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成です。

議長

では、引き続きまして整理番号2番の****の配分計画について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、ないようですので、整理番号2番の****の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

議長

整備番号3番、****の配分計画について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入らせていただきます。
整備番号3番の****の配分計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でございます。

議長 それでは、4番、整理番号4番の****の配分計画について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、整理番号4番の****の配分計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でございます。

議長 それでは6番、整理番号6番の****の配分計画で質疑のある方。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、整理番号6番の****の配分計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成であります。

議長 それでは、整理番号5番、それから7番、8番、9番、10番の配分計画についての質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決をしていただきます。

5番****、7番****、8番****、9番****、10番****の配分計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成です。
長い間でしたけども、議案が全部終わりましたので、その他のほうに入らせていただきます。
皆さんのほうで何かありましたら。

(発言なし)

議長

それでは、ないようですので、6番のその他のほうに入らせていただきますので、事務局、ありましたら。

振興公社

○令和3年度農用地利用集積検討会及び機構法第26条会議開催計画について

農林係

○機構中間保有地再生活用事業の概要について

事務局

○岩美町農業法人担い手確保対策事業費補助金交付要綱（案）について

○令和3年度農業委員会特別研修会について

○「新たな農地利用最適化に向けて」について

○****の転用案件について

議長

それでは、来月の日程のほう11月10日水曜日、よろしいでしょうか。1時半からでいいですね。

議長

それでは総会を終了させていただきます。